

「不当な取引行為の指定」の修正・追加（事務局 試案）

2 1 条 1 項 1 号の指定(2)を修正

「商品又はサービスの取引に際し、~~消費者が当該取引に関して知識が不足し、又は判断能力が不十分であることに乗じて、~~取引の内容、条件、仕組み等について消費者の当該取引に関する知識、経験、取引目的及び判断能力等に応じた適切な説明をしないまま消費者に不利益をもたらすおそれのある契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。」

（説明） 2 1 条 1 項 1 号は契約勧誘・締結の過程における「事業者の説明義務違反」に関する行為類型のため、配慮すべき消費者の状況に「経験」を加え、さらに事業者の説明は消費者の取引目的にも適合すべきであるため「取引目的」を加えるとともに、判断能力に「等」を付し、消費者の状況に応じた適切な説明が行われていないことをもって不当性の内容とする。

2 1 条 1 項 3 号の指定(10)を追加

「当該取引に関する消費者の知識、経験、取引目的及び判断能力のほか、消費者の収入や財産状況、過去の取引履歴並びに年齢、性別、社会生活上の地位等、消費者の経済的・社会的状況に照らし社会通念上著しく相当性を欠く内容の契約を締結させること。」

（説明） 2 1 条 1 項 3 号の「信義誠実の原則」とは、市民社会において社会的接触関係に立つ者同士の関係を律する原則であり、相手方の信頼を裏切らないように振る舞うべきであることを内容とする。特に個人たる一消費者と事業者との間の消費者取引では、事業者側の責任が加重される近時の傾向を踏まえると、事業者は消費者の状況に配慮し、適合する内容の契約を勧誘し締結すべきとする「適合性原則」も信義則から派生する内容と考えられるのではないかと。

そこで新たに 3 号の指定行為として、契約内容を限定せず個々の消費者の経済的・社会的状況との兼ね合いで、当該契約内容が社会通念に照らし明らかに相当とは言えない場合を不当な取引行為として追加することにより「適合性原則」を明確に規定する。